

条 例 制 定 改 廃 調 書  
条例改正に伴う新旧対照表

令和6年

奈良市議会3月定例会

令和5年度関係

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市立応急診療所条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 休日歯科応急診療所の診療時間を「午前10時から午後4時まで」とする。（第4条関係）
3 制定改廃の理由	<p>・昭和52年に旧休日夜間応急診療所内で歯科診療を開始した際、当初の開設届には、診療時間を午前9時から午後5時までと記載しており、条例においても同様の規定を置いた。</p> <p>一方、診療を開始した当初から診療時間を午前10時から午後4時までとして運営を行っており、昭和55年に休日歯科応急診療所として分離設置後も、現在まで同様の時間帯で診療を続けている。関係者との調整等により今後も同様の時間帯で診療を行うことを踏まえ、所要の改正を行うもの。</p>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	健康医療部 医療政策課

奈良市立応急診療所条例 新旧対照表

現行			改正案		
<p>(診療時間)</p> <p>第4条 応急診療所の診療時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、診療時間を変更し、又は土曜日及び休日以外の日であつても診療を行うことができる。</p>			<p>(診療時間)</p> <p>第4条 応急診療所の診療時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、診療時間を変更し、又は土曜日及び休日以外の日であつても診療を行うことができる。</p>		
応急診療所名	診療区分	診療時間	応急診療所名	診療区分	診療時間
奈良市立休日夜間応急診療所	夜間	午後10時から 翌日の午前6時まで	奈良市立休日夜間応急診療所	夜間	午後10時から 翌日の午前6時まで
	土曜日	午後3時から 午後7時まで		土曜日	午後3時から 午後7時まで
	休日（土曜日に当たる日を除く。）	午前10時から 午後7時まで		休日（土曜日に当たる日を除く。）	午前10時から 午後7時まで
奈良市立休日歯科応急診療所	休日	午前9時から 午後5時まで	奈良市立休日歯科応急診療所	休日	午前10時から 午後4時まで
2 略			2 略		

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市八条・大安寺周辺地区土地区画整理事業に係る固定資産税等の特例に関する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 土地の使用収益停止に伴う固定資産税等の課税免除（第3条関係）</p> <p>土地区画整理事業の施行区域内に存する宅地化農地について、奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）附則第17条の規定に基づき減額された後の額を免除する。</p> <p>その他の使用収益が停止される固定資産（土地・家屋）については、使用収益が停止された翌年度から固定資産税等を免除する。</p> <p>2. 課税免除の申請及び取消し（第4条、第5条関係）</p>
3 制定改廃の理由	<p>・八条・大安寺周辺地区土地区画整理事業（組合施行）の推進のため、当該事業に係る固定資産税等の課税免除の特例に関し必要な事項を定めるもの。</p>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	都市整備部 新駅まちづくり推進課

令和6年度関係

## 条例制定改廃調書

1 名 称	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）</li> <li>・地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）第1条による地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の一部改正</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1. 次に掲げる条例の規定において、左記の改正に伴う引用条文の整理を行う。</p> <p>(1) 奈良市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（令和2年奈良市条例第6号）第1条、第2条（第1条による改正）</p> <p>(2) 奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年奈良市条例第28号）第6条（第2条による改正）</p> <p>(3) 奈良市病院事業の設置等に関する条例（平成15年奈良市条例第47号）第6条（第2条による改正）</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の法律及び政令の改正に伴い、本市の条例の規定に条項ずれが起こることから、引用条文の整理を行う必要が生じたため。</li> </ul>	所管部課	総務部 法務ガバナンス課、健康医療部 医療政策課、企業局 経営部 企業総務課
5 施行期日	令和6年4月1日		

## 奈良市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第243条の2の2第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の免責額)</p> <p>第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の表の左欄に掲げる市長等の区分に応じ、同表の右欄に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; text-align: center; margin-top: 10px;">略</div>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の免責額)</p> <p>第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の表の左欄に掲げる市長等の区分に応じ、同表の右欄に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; text-align: center; margin-top: 10px;">略</div>

## 奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

## 奈良市病院事業の設置等に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市公告式条例及び奈良市行政手続条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 次に掲げる条例の規定において、条文内の「市役所前掲示場」を「市役所掲示場」に改める改正を行う。</p> <p>(1) 奈良市公告式条例（昭和25年奈良市条例第16号）第2条（第1条による改正）</p> <p>(2) 奈良市行政手続条例（平成11年奈良市条例第19号）第15条（第2条による改正）</p>
3 制定改廃の理由	<p>・市役所前掲示場について、設置から長期間経過し、経年劣化していること等から設置場所を東棟庁舎管理室前に移転することとなった。これに伴い、本市の条例中「市役所前掲示場」とある部分を、「市役所掲示場」に改める改正を行う必要があるため。</p>		
5 施行期日	規則で定める日、公布の日	所管部課	総務部 法務ガバナンス課

## 奈良市公告式条例 新旧対照表 (第1条による改正)

現行	改正案
(この条例の目的)	(この条例の目的)
第1条 この条例は、地方自治法_____第16条第4項の規定により、本市における条例その他の公布に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条第4項の規定により、本市における条例その他の公布に関し必要な事項を定めるものとする。
(条例の公布)	(条例の公布)
第2条 略	第2条 略
2 条例は、奈良市公報に登載して公布する。但し____、時宜により市役所前掲示場に掲示してその登載に代えることができる。	2 条例は、奈良市公報に登載して公布する。ただし、時宜により市役所掲示場____に掲示してその登載に代えることができる。
(規程の公表)	(規程の公表)
第4条 規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入して市長印を押さなければならない。	第4条 規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公布又は____公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入して市長印を押さなければならない。
2 略	2 略
(その他の規則及び規程の公表)	(その他の規則及び規程の公表)
第5条 第2条の規定は、議会の会議規則、傍聴人取締規則その他市の機関の定める規則で、公表を要するものに準用する。但し、第2条中____「市長」とあるは____「当該機関又は当該機関を代表する者」と読みかえるものとする。	第5条 第2条の規定は、議会の会議規則、傍聴人取締規則その他市の機関の定める規則で、公表を要するものに準用する。この場合において、同条中「市長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。
2 第4条の規定は、議会及び市の機関の定める規程で、公表を要するものに準用する。但し____、同条中「市長名」とあるは____「当該機関名又は当該機関長名」、「市長印」とあるは____「当該機関又は当該機関長印」と読みかえるものとする。	2 第4条の規定は、議会及び市の機関の定める規程で、公表を要するものに準用する。この場合において、同条中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関長名」、「市長印」とあるのは「当該機関又は当該機関長印」と読み替えるものとする。

## 奈良市行政手続条例 新旧対照表 (第2条による改正)

現行	改正案
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を<u>市役所前掲示場</u>に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を<u>市役所掲示場</u>に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1. 奈良市公共施設再生可能エネルギー実装事業者選定委員会を新設する。（別表関係）</p> <p>2. 左記の法律改正に伴う引用条文の整理を行う。（別表関係）</p> <p>改正前 空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項</p> <p>改正後 空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設再生可能エネルギー実装事業において「PPA（電力購入契約）事業」、「リース」等の手法により事業を実施する者を継続的に選定するに当たり、価格、設置容量等専門性の高い要素を勘案し最適な提案ができる者を選定する必要があるため、事業者の選定に関する事務を担う奈良市公共施設再生可能エネルギー実装事業者選定委員会を設置するもの。</li> <li>上記の法律改正に伴い、本市の条例で引用する条項にずれが生じたため、所要の改正を行うもの。</li> </ul>		
5 施行期日	令和6年4月1日、公布の日	所管部課	環境部 環境政策課、都市整備部 住宅課

## 奈良市附属機関設置条例 新旧対照表

現行			改正案		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
附属機関の属する執行機関等	附属機関	担任する事務	附属機関の属する執行機関等	附属機関	担任する事務
市長	略	略	市長	略	略
	奈良市空家等対策推進協議会	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施等についての協議に関する事務	奈良市空家等対策推進協議会	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施等についての協議に関する事務	
	略	略	略	略	
	奈良市企業立地促進事業審査委員会	略	奈良市企業立地促進事業審査委員会	略	
			奈良市公共施設再生可能エネルギー実装事業者選定委員会	公共施設再生可能エネルギー実装事業者の選定に関する事務	
略	略	略	略	略	略

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「改正法」という。）第1条による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正</li> </ul>	4 制定改廃の概要	1. 改正法の施行に伴う所要の文言の整理を行う。（第4条、別表第2関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正法の施行に伴い、所要の文言の整理を行う必要があるため。</li> </ul>		
5 施行期日	改正法附則第1条本文に規定する日	所管部課	総合政策部 DX推進課

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例  
新旧対照表

現行	改正案																		
<p>(個人番号の利用に係る事務)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務並びに市長又は教育委員会が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 略</p> <p>別表第2 (第4条関係)</p>	<p>(個人番号の利用に係る事務)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務並びに市長又は教育委員会が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 略</p> <p>別表第2 (第4条関係)</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>15 市長</td> <td><u>法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち第4欄において生活保護関係情報を利用する事務であって規則で定めるもの</u></td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	特定個人情報	略	略	略	15 市長	<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち第4欄において生活保護関係情報を利用する事務であって規則で定めるもの</u>	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>15 市長</td> <td><u>特定個人番号利用事務のうち</u> <u>生活保護関係情報を利用する事務であって規則で定めるもの</u></td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	特定個人情報	略	略	略	15 市長	<u>特定個人番号利用事務のうち</u> <u>生活保護関係情報を利用する事務であって規則で定めるもの</u>	略
機関	事務	特定個人情報																	
略	略	略																	
15 市長	<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち第4欄において生活保護関係情報を利用する事務であって規則で定めるもの</u>	略																	
機関	事務	特定個人情報																	
略	略	略																	
15 市長	<u>特定個人番号利用事務のうち</u> <u>生活保護関係情報を利用する事務であって規則で定めるもの</u>	略																	

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. いじめ調査委員会の委員に対して次のとおり報酬を支給する。(別表第1関係)</p> <p>基本報酬 日額 14,000円          調査等報酬 日額 25,000円          報告書等作成報酬 30分につき 5,000円          (日額80,000円を限度)</p> <p>2. いじめ問題再調査委員会の委員に対して次のとおり報酬を支給する。(別表第1関係)</p> <p>基本報酬 日額 14,000円          調査等報酬 日額 25,000円          報告書等作成報酬 30分につき 5,000円          (日額80,000円を限度)</p>
3 制定改廃の理由	<p>・奈良市いじめ調査委員会の委員及び奈良市いじめ問題再調査委員会の委員に対しては、従来、報酬として日額10,000円を支給している。</p> <p>これらの委員会の委員は、重大事態に対処するため調査等が必要となった場合、現状では委員が委員会外で調査活動をした場合であっても、委員会に出席した日の分しか報酬を支給できないこととなっている。この状況を解消するため、従来の報酬を基本報酬、調査等報酬及び報告書等作成報酬に分別し、本条例に明記しようとするもの。</p>		
5 施行期日	令和6年4月1日	所管部課	教育部 いじめ防止生徒指導課、子ども未来部 子ども政策課

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

現行		改正案	
別表第1（第2条・第3条関係）		別表第1（第2条・第3条関係）	
報酬額		報酬額	
支給区分	報酬額	支給区分	報酬額
略	略	略	略
介護認定審査会	略	介護認定審査会	略
		いじめ調査委員会の委員	基本報酬 日額 14,000円 調査等報酬 日額 25,000円 報告書等作成報酬 30分につき5,000円 とし、1日当たり80,000円を限度とする。
		いじめ問題再調査委員会の委員	基本報酬 日額 14,000円 調査等報酬 日額 25,000円 報告書等作成報酬 30分につき5,000円 とし、1日当たり80,000円を限度とする。
備考		備考	
1～4 略		1～4 略	
		5 <u>いじめ調査委員会の委員の調査等報酬については、児童等、教職員、児童等の保護者その他同委員会が必要と認める者に対する聴取等による調査（以下この項において「聴取等調査」という。）又は当該聴取等調査に係る結果の検証を行う場合に限り支給するものとし、同委員会の委員の報告書等作成報酬については、聴取等調査に係る報告書等の作成を行う場合に限り支給するものとする。</u>	
		6 <u>いじめ問題再調査委員会の委員の調査等報酬については、児童等、教職員、児童等の保護者その他同委員会が必要と認める者に対する聴</u>	

現行	改正案
	<u>取等による調査（以下この項において「聴取等調査」という。）又は当該聴取等調査に係る結果の検証を行う場合に限り支給するものとし、同委員会の委員の報告書等作成報酬については、聴取等調査に係る報告書等の作成を行う場合に限り支給するものとする。</u>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市手数料条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）第3条による建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正</li> <li>・地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号）</li> <li>・全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）第13条による介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1. 既存不適格建築物の現行法不遡及に係る手数料について新設する。（別表関係）</p> <p>(1) 接道義務に関する既存不適格建築物の現行法不遡及に係る認定申請手数料 27,000円</p> <p>(2) 道路内建築制限に関する既存不適格建築物の現行法不遡及に係る認定申請手数料 27,000円</p> <p>2. 消防法第11条第1項前段の規定に基づく浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査の手数料の額について、危険物の貯蔵最大数量に応じて引き上げる。（別表関係）</p> <p>3. 指定居宅介護支援事業者からの介護予防支援事業者の指定申請等に係る手数料の項目及び額を定める。（別表関係）</p> <p>(1) 指定介護予防支援事業者指定申請手数料 30,000円</p> <p>(2) 指定介護予防支援事業者指定更新申請手数料 11,000円</p> <p>4. 介護保険法上の介護療養型医療施設が経過措置期間終了により廃止されることに伴い、次に掲げる手数料の項目を削除する。（別表関係）</p> <p>(1) 指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料</p> <p>(2) 指定介護療養型医療施設指定変更申請手数料</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法の一部改正に伴い、既存不適格建築物について、現行基準を適用しないことを認定する申請手数料を新設するもの。</li> <li>・上記の政令の一部改正に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可に係る申請手数料の額を引き上げるもの。</li> <li>・介護保険法の一部改正に伴い、介護予防支援事業者の指定申請等に係る手数料を新設するほか、所要の改正を行うもの。</li> </ul>		
5 施行期日	令和6年4月1日	所管部課	福祉部 介護福祉課、都市整備部 建築指導課、消防局 予防課

奈良市手数料条例 新旧対照表

現行				改正案			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
番号	名称	事務	金額	番号	名称	事務	金額
略	略	略	略	略	略	略	略
75	略	略	略	75	略	略	略
76	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	略	略	75の2	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	略	略
				75の3	接道義務に関する既存不適格建築物の現行法不遡及に係る認定申請手数料	建築基準法第86条の7第1項の規定に基づく接道義務に関する既存不適格建築物の現行法不遡及に係る認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
				76	道路内建築制限に関する既存不適格建築物の現行法不遡及に係る認定の申請に対する審査	建築基準法第86条の7第1項の規定に基づく道路内建築制限に関する既存不適格建築物の現行法不遡及に係る認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円

現行				改正案			
					遡及に係る認 定申請手数料	する審査	
略	略	略	略	略	略	略	略
79	貯蔵所の設置 許可申請手数料	略	略	79	貯蔵所の設置 許可申請手数料	略	略
		消防法第11条第1 項前段の規定に基 づく浮き屋根式特 定屋外タンク貯蔵 所及び浮き蓋付特 定屋外タンク貯蔵 所の設置の許可の 申請に対する審査	危険物の貯蔵 最大数量が1, 000キロリッ トル以上5,00 0キロリット ル未満の場合			消防法第11条第1 項前段の規定に基 づく浮き屋根式特 定屋外タンク貯蔵 所及び浮き蓋付特 定屋外タンク貯蔵 所の設置の許可の 申請に対する審査	危険物の貯蔵 最大数量が1, 000キロリッ トル以上5,00 0キロリット ル未満の場合
			1件につき 1,180,000円				1件につき 1,450,000円
			危険物の貯蔵 最大数量が5, 000キロリッ トル以上10,0 00キロリット ル未満の場合				危険物の貯蔵 最大数量が5, 000キロリッ トル以上10,0 00キロリット ル未満の場合
			1件につき 1,410,000円				1件につき 1,720,000円
			危険物の貯蔵 最大数量が1 0,000キロリ ットル以上5 0,000キロリ ットル未満の 場合				危険物の貯蔵 最大数量が1 0,000キロリ ットル以上5 0,000キロリ ットル未満の 場合
			1件につき 1,590,000円				1件につき 1,920,000円
			危険物の貯蔵 最大数量が5 0,000キロリ ットル以上10				危険物の貯蔵 最大数量が5 0,000キロリ ットル以上10
			1件につき 1,950,000円				1件につき 2,360,000円

現行				改正案			
		0,000キロリ ットル未満の 場合				0,000キロリ ットル未満の 場合	
		危険物の貯蔵 最大数量が10 0,000キロリ ットル以上20 0,000キロリ ットル未満の 場合	1件につき <u>2,270,000円</u>			危険物の貯蔵 最大数量が10 0,000キロリ ットル以上20 0,000キロリ ットル未満の 場合	1件につき <u>2,740,000円</u>
		危険物の貯蔵 最大数量が20 0,000キロリ ットル以上30 0,000キロリ ットル未満の 場合	1件につき <u>4,550,000円</u>			危険物の貯蔵 最大数量が20 0,000キロリ ットル以上30 0,000キロリ ットル未満の 場合	1件につき <u>5,640,000円</u>
		危険物の貯蔵 最大数量が30 0,000キロリ ットル以上40 0,000キロリ ットル未満の 場合	1件につき <u>5,820,000円</u>			危険物の貯蔵 最大数量が30 0,000キロリ ットル以上40 0,000キロリ ットル未満の 場合	1件につき <u>7,240,000円</u>
		危険物の貯蔵 最大数量が40 0,000キロリ	1件につき <u>7,070,000円</u>			危険物の貯蔵 最大数量が40 0,000キロリ	1件につき <u>8,790,000円</u>

現行				改正案			
			ットル以上の 場合				ットル以上の 場合
		略	略			略	略
略	略	略	略	略	略	略	略
152	指定居宅介護 支援事業者指 定申請手数料	介護保険法第79条第1項の規定 に基づく指定居宅介護支援事業 者の指定	1件につき 30,000円	152	指定居宅介護 支援事業者又 は指定介護予 防支援事業者 指定申請手数 料	介護保険法第79条第1項の規定 に基づく指定居宅介護支援事業 者の指定又は同法第115条の22第 1項の規定に基づく指定介護予 防支援事業者の指定（指定居宅介 護支援事業者を指定するものに 限る。）の申請に対する審査	1件につき 30,000円
153	指定居宅介護 支援事業者指 定更新申請手 数料	介護保険法第79条の2第1項の 規定に基づく指定居宅介護支援 事業者の指定の更新	1件につき 11,000円	153	指定居宅介護 支援事業者又 は指定介護予 防支援事業者 指定更新申請 手数料	介護保険法第79条の2第1項の 規定に基づく指定居宅介護支援 事業者の指定の更新又は同法第 115条の31において準用する同法 第70条の2第1項の規定に基づ く指定介護予防支援事業者の指 定の更新（指定居宅介護支援事業 者について指定の更新をするも のに限る。）の申請に対する審査	1件につき 11,000円
略	略	略	略	略	略	略	略
159	指定介護療養 型医療施設指 定更新申請手 数料	健康保険法等の一部を改正する 法律（平成18年法律第83号）附則 第130条の2第1項の規定により なおその効力を有するものとさ れる同法第26条の規定による改 正前の介護保険法（以下「旧介護	1件につき 13,000円	159 及び 160	削除		

現行				改正案			
		保険法」という。) 第107条の2 第1項の規定に基づく指定介護 療養型医療施設の指定の更新の 申請に対する審査					
160	指定介護療養 型医療施設指 定変更申請手 数料	旧介護保険法第108条第1項の規 定に基づく指定介護療養型医療 施設の指定の変更の申請（構造設 備の変更を伴うものに限る。）に 対する審査	1件につき  18,000円				
略	略	略	略	略	略	略	略
備考 1～18 略 19 第148項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定介護予防 サービス事業者指定申請手数料については、2以上の居宅サー ビス又は介護予防サービスに係る指定を併せて受け、かつ、指定居 宅サービス又は指定介護予防サービスの事業を同一の事業所 において一体的に運営しようとする場合に行われる同種のサー ビスに係る申請は、1件とする。 20 前項の規定は、第149項に規定する指定居宅サービス事業者又 は指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数料、第150項に 規定する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介 護予防サービス事業者指定申請手数料及び第151項に規定する指 定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サー ビス事業者指定更新申請手数料  について準用する。				備考 1～18 略 19 第148項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定介護予防 サービス事業者指定申請手数料については、2以上の居宅サー ビス又は介護予防サービスに係る指定を併せて受け、かつ、指定居 宅サービス又は指定介護予防サービスの事業を同一の事業所 において一体的に運営しようとする場合に行われる同種のサー ビスに係る申請は、1件とする。 20 前項の規定は、第149項に規定する指定居宅サービス事業者又 は指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数料、第150項に 規定する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介 護予防サービス事業者指定申請手数料、第151項に規定する指 定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サー ビス事業者指定更新申請手数料及び第153項に規定する指定居宅 介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者指定更新申請手 数料について準用する。			

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）</li> <li>・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1. 次に掲げる条例において高齢者虐待の防止に係る市の独自基準を定めているが、当該事項について、独自基準の内容を上回る内容が基準省令で規定されることとなったため、独自基準から削除することにより基準省令との整合性を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</li> <li>(2) 奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例</li> <li>(3) 奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</li> <li>(4) 奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例</li> <li>(5) 奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例</li> <li>(6) 奈良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例</li> <li>(7) 奈良市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</li> <li>(8) 奈良市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例</li> <li>(9) 奈良市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準等に関する条例</li> <li>(10) 奈良市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例</li> <li>(11) 奈良市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例</li> <li>(12) 奈良市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例</li> </ol>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記基準省令の改正に伴い、右記条例についても所要の改正を行うもの。</li> </ul>		
5 施行期日	令和6年4月1日	所管部課	福祉部 介護福祉課

## 奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
<p><u>（人権の擁護及び高齢者虐待の防止）</u></p> <p>第8条 <u>指定居宅サービス事業者等は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。</u></p> <p>（記録の整備の特例）</p> <p>第14条 指定居宅サービス事業者等は、指定居宅サービス等基準第39条第2項各号（指定居宅サービス等基準第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。）、<u>第53条の2第2項各号</u>（指定居宅サービス等基準第58条において準用する場合を含む。）、第73条の2第2項各号、第82条の2第2項各号、第90条の2第2項各号、<u>第104条の3第2項各号</u>（指定居宅サービス等基準第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。）、第118条の2第2項各号、<u>第139条の2第2項各号</u>（指定居宅サービス等基準第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。）、第154条の2第2項各号（指定居宅サービス等基準第155条の12において準用する場合を含む。）、第191条の3第2項各号、第192条の11第2項各号、第204条の2第2項各号（指定居宅サービス等基準第206条において準用する場合を含む。）又は第215条第2項各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。</p>	<p>第8条 <u>削除</u></p> <p>（記録の整備の特例）</p> <p>第14条 指定居宅サービス事業者等は、指定居宅サービス等基準第39条第2項各号（指定居宅サービス等基準第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。）、<u>第53条の3第2項各号</u>（指定居宅サービス等基準第58条において準用する場合を含む。）、第73条の2第2項各号、第82条の2第2項各号、第90条の2第2項各号、<u>第104条の4第2項各号</u>（指定居宅サービス等基準第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。）、第118条の2第2項各号、<u>第139条の3第2項各号</u>（指定居宅サービス等基準第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。）、第154条の2第2項各号（指定居宅サービス等基準第155条の12において準用する場合を含む。）、第191条の3第2項各号、第192条の11第2項各号、第204条の2第2項各号（指定居宅サービス等基準第206条において準用する場合を含む。）又は第215条第2項各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。</p>

## 奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p><u>（人権の擁護及び高齢者虐待の防止）</u></p> <p>第8条 <u>指定介護予防サービス事業者等は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。</u></p>	<p>第8条 <u>削除</u></p>

## 奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 新旧対照表（第3条による改正）

現行	改正案
<p><u>（人権の擁護及び高齢者虐待の防止）</u></p> <p>第10条 指定地域密着型サービス事業者は、利用者、入所者又は入居者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p>	<p>第10条 <u>削除</u></p>

奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例 新旧対照表（第4条による改正）

現行	改正案
<p><u>（人権の擁護及び高齢者虐待の防止）</u></p> <p>第8条 <u>指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。</u></p>	<p>第8条 <u>削除</u></p>

## 奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例 新旧対照表 (第5条による改正)

現行	改正案
<p><u>(人権の擁護及び高齢者虐待の防止)</u></p> <p><u>第6条 指定居宅介護支援事業者等は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。</u></p>	<p>第6条 <u>削除</u></p>

## 奈良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例 新旧対照表（第6条による改正）

現行	改正案
<p><u>（人権の擁護及び高齢者虐待の防止）</u></p> <p><u>第6条 指定介護予防支援事業者等は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。</u></p>	<p>第6条 <u>削除</u></p>

## 奈良市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 新旧対照表 (第7条による改正)

現行	改正案
<p><u>(人権の擁護及び高齢者虐待の防止)</u></p> <p>第9条 指定介護老人福祉施設は、入所者又は入居者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p>	<p>第9条 <u>削除</u></p>

## 奈良市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例 新旧対照表（第8条による改正）

現行	改正案
<p><u>（人権の擁護及び高齢者虐待の防止）</u></p> <p><u>第7条 介護老人保健施設は、入所者又は入居者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。</u></p>	<p>第7条 <u>削除</u></p>

奈良市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準等に関する条例 新旧対照表 (第9条による改正)

現行	改正案
<p>(人権の擁護及び高齢者虐待の防止)</p> <p>第7条 <u>介護医療院は、入所者又は入居者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。</u></p>	<p>第7条 <u>削除</u></p>

## 奈良市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 新旧対照表（第10条による改正）

現行	改正案
<u>（人権の擁護及び高齢者虐待の防止）</u> 第10条 <u>養護老人ホームは、入所者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。</u>	第10条 <u>削除</u>

## 奈良市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 新旧対照表（第11条による改正）

現行	改正案
<p><u>（人権の擁護及び高齢者虐待の防止）</u></p> <p>第11条 特別養護老人ホームは、入所者又は入居者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p>	第11条 削除

## 奈良市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 新旧対照表（第12条による改正）

現行	改正案
<u>（人権の擁護及び高齢者虐待の防止）</u> 第10条 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、 責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する 研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。	第10条 削除

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）第3条による健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の一部改正</li> </ul>	4 制定改廃の概要	1. この条例を廃止する。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法上の介護療養型医療施設が経過措置期間満了により廃止されることに伴い、当該施設区分に係る市の基準条例を廃止する。</li> </ul>		
5 施行期日	令和6年4月1日	所管部課	福祉部 介護福祉課

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号。以下「改正法」という。）第3条による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の一部改正</li> <li>・ 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）第2条による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 障害福祉サービス等に係る市の独自基準に、衛生管理等に関する特例を規定する。（第1条による改正、第3条による改正、第4条による改正、第6条による改正、第7条による改正）</li> <li>2. 左記の法律改正に基づき、指定障害福祉サービス事業及び障害福祉サービス事業に係る基準に、就労選択支援事業を追加する。（第2条による改正、第5条による改正）</li> <li>3. 左記の法律改正に基づく児童発達支援の類型の一元化に伴う文言の整理を行う。（第7条による改正）</li> <li>4. 指定障害児入所施設等について、非常災害に備える訓練への地域住民の参加を努力義務とする。（第8条による改正）</li> <li>5. その他所要の改正を行う。</li> </ol>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉サービス等において感染症の発生及びまん延を防止するため、衛生用品を備蓄することについて努力義務を定めるため。</li> <li>・ 上記の法律改正に伴い、文言の整理を行うため。</li> </ul>		
5 施行期日	令和6年4月1日、改正法附則第1条第4号の政令で定める日	所管部課	福祉部 障がい福祉課

## 奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
第12条 <u>削除</u>	<u>(衛生管理等の特例)</u> 第12条 <u>指定障害福祉サービス事業者は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならない。</u>

## 奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>(管理者の特例)</p> <p>第6条 指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）_____、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型若しくは基準該当就労継続支援B型、指定就労定着支援又は指定自立生活援助の事業を行う者に限る。）がその事業を行う事業所ごとに置かなければならない管理者は、常勤とする。</p> <p>(設備の特例)</p> <p>第8条 指定障害福祉サービス事業者（指定生活介護（共生型生活介護を除く。）、指定自立訓練（機能訓練）（共生型自立訓練（機能訓練）を除く。）、指定自立訓練（生活訓練）（共生型自立訓練（生活訓練）を除く。）_____、指定就労移行支援（認定指定就労移行支援を除く。）、指定就労継続支援A型若しくは指定就労継続支援B型又は特定基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。）がその事業を行う事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、静養室、更衣室及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(勤務体制の確保等の特例)</p> <p>第10条 指定障害福祉サービス事業者（指定居宅介護若しくは基準該当居宅介護、指定重度訪問介護若しくは基準該当重度訪問介護、指定同行援護若しくは基準該当同行援護、指定行動援護若しくは基準該当行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）_____、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型若しくは基準該当就労継続支援B型、指定就労定着支援、指定自立生活援助、指定共同生活援助又は特定基</p>	<p>(管理者の特例)</p> <p>第6条 指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）<u>指定就労選択支援</u>、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型若しくは基準該当就労継続支援B型、指定就労定着支援又は指定自立生活援助の事業を行う者に限る。）がその事業を行う事業所ごとに置かなければならない管理者は、常勤とする。</p> <p>(設備の特例)</p> <p>第8条 指定障害福祉サービス事業者（指定生活介護（共生型生活介護を除く。）、指定自立訓練（機能訓練）（共生型自立訓練（機能訓練）を除く。）、指定自立訓練（生活訓練）（共生型自立訓練（生活訓練）を除く。）<u>指定就労選択支援</u>、指定就労移行支援（認定指定就労移行支援を除く。）、指定就労継続支援A型若しくは指定就労継続支援B型又は特定基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。）がその事業を行う事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、静養室、更衣室及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(勤務体制の確保等の特例)</p> <p>第10条 指定障害福祉サービス事業者（指定居宅介護若しくは基準該当居宅介護、指定重度訪問介護若しくは基準該当重度訪問介護、指定同行援護若しくは基準該当同行援護、指定行動援護若しくは基準該当行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）<u>指定就労選択支援</u>、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型若しくは基準該当就労継続支援B型、指定就労定着支援、指定自立生活援助、指定共同生活援助又は特定基</p>

現行	改正案
<p>準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。)は、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。</p> <p>(非常災害対策の特例)</p> <p>第11条 指定障害福祉サービス事業者(指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定自立訓練(機能訓練)、指定自立訓練(生活訓練) _____、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型若しくは基準該当就労継続支援B型、指定共同生活援助又は特定基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。)は、非常災害に備えるために定期的に実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(報告)</p> <p>第13条 指定障害福祉サービス事業者(指定居宅介護(共生型居宅介護を除く。)若しくは基準該当居宅介護、指定重度訪問介護(共生型重度訪問介護を除く。)若しくは基準該当重度訪問介護、指定同行援護若しくは基準該当同行援護、指定行動援護若しくは基準該当行動援護、指定療養介護、指定生活介護(共生型生活介護を除く。))、指定短期入所(共生型短期入所を除く。))、指定重度障害者等包括支援、指定自立訓練(機能訓練)(共生型自立訓練(機能訓練)を除く。))、指定自立訓練(生活訓練)(共生型自立訓練(生活訓練)を除く。)) _____、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型若しくは基準該当就労継続支援B型、指定就労定着支援、指定自立生活援助、指定共同生活援助又は特定基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。)は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。</p>	<p>準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。)は、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。</p> <p>(非常災害対策の特例)</p> <p>第11条 指定障害福祉サービス事業者(指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定自立訓練(機能訓練)、指定自立訓練(生活訓練)、<u>指定就労選択支援</u>、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型若しくは基準該当就労継続支援B型、指定共同生活援助又は特定基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。)は、非常災害に備えるために定期的に実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(報告)</p> <p>第13条 指定障害福祉サービス事業者(指定居宅介護(共生型居宅介護を除く。)若しくは基準該当居宅介護、指定重度訪問介護(共生型重度訪問介護を除く。)若しくは基準該当重度訪問介護、指定同行援護若しくは基準該当同行援護、指定行動援護若しくは基準該当行動援護、指定療養介護、指定生活介護(共生型生活介護を除く。))、指定短期入所(共生型短期入所を除く。))、指定重度障害者等包括支援、指定自立訓練(機能訓練)(共生型自立訓練(機能訓練)を除く。))、指定自立訓練(生活訓練)(共生型自立訓練(生活訓練)を除く。))、<u>指定就労選択支援</u>、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型若しくは基準該当就労継続支援B型、指定就労定着支援、指定自立生活援助、指定共同生活援助又は特定基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。)は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。</p>

## 奈良市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 新旧対照表 (第3条による改正)

現行	改正案
<p><u>(管理者による管理等の特例)</u> 第6条 <u>指定障害者支援施設は、常勤の管理者を置かなければならない。</u></p> <p>第12条 <u>削除</u></p>	<p><u>(管理者の特例)</u> 第6条 <u>指定障害者支援施設の管理者は、常勤とする。</u></p> <p><u>(衛生管理等の特例)</u> 第12条 <u>指定障害者支援施設は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならない。</u></p>





## 奈良市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例 新旧対照表（第6条による改正）

現行	改正案
第10条 <u>削除</u>	<u>(衛生管理等の特例)</u> 第10条 <u>障害者支援施設は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならない。</u>

## 奈良市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 新旧対照表（第7条による改正）

現行	改正案
<p>(申請者の要件)</p> <p>第5条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。 ただし、<u>医療型児童発達支援</u>（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請にあつては、この限りでない。</p> <p>(非常災害対策の特例)</p> <p>第8条 指定障害児通所支援事業者（指定児童発達支援、<u>指定医療型児童発達支援</u>又は指定放課後等デイサービスの事業を行う者に限る。）は、非常災害に備えるために定期的実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>第9条 <u>削除</u></p>	<p>(申請者の要件)</p> <p>第5条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。 ただし、<u>児童発達支援</u>（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請にあつては、この限りでない。</p> <p>(非常災害対策の特例)</p> <p>第8条 指定障害児通所支援事業者（指定児童発達支援_____又は指定放課後等デイサービスの事業を行う者に限る。）は、非常災害に備えるために定期的実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>(衛生管理等の特例)</p> <p>第9条 <u>指定障害児通所支援事業者は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならない。</u></p>

## 奈良市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 新旧対照表（第8条による改正）

現行	改正案
<p>(非常災害対策の特例)</p> <p>第10条 <u>指定障害児入所施設等は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。</u></p>	<p>(非常災害対策の特例)</p> <p>第10条 <u>指定障害児入所施設等は、非常災害に備えるために定期的に実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定障害児入所施設等は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。</u></p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市介護保険条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第13号）</li> <li>・ 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第13号）第1条による介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部改正</li> <li>・ 第9期計画期間に向けた第1号保険料に関する検討について（見直し内容及び諸係数）（令和5年12月22日付厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第9期介護保険事業計画期間における第1号被保険者の介護保険料の基準所得金額を定める。（第4条関係）</li> <li>2. 第9期介護保険事業計画期間である令和6年度から令和8年度までの各年度の保険料を定める。（第4条関係）</li> </ol>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の政令の改正及び省令の改正並びに事務連絡に基づき、第9期介護保険事業計画期間における介護保険第1号被保険者の介護保険料の所得段階の上限となる基準所得金額を定めるため。</li> <li>・ 第9期介護保険事業計画により定められた介護保険料基準額に基づき、事業計画期間である令和6年度から令和8年度までの各年度の介護保険料を定めるため。</li> </ul>		
5 施行期日	令和6年4月1日	所管部課	福祉部 介護福祉課

## 奈良市介護保険条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>35,800円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>50,100円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>50,100円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>64,400円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>71,600円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34,000円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>48,100円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>48,500円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>67,200円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>74,600円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>85,800円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)</p>
<p>_____に該当する者を除く。) <u>82,300円</u></p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ</p>	<p>_____に該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>93,300円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)</p>
<p>_____に該当する者を除く。) <u>89,500円</u></p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 略</p>	<p>_____に該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>112,000円</u></p> <p>ア 略</p>

現行	改正案
<p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ</p>	<p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）</p>
<p>_____に該当する者を除く。） 107,400円</p>	<p>_____に該当する者を除く。）</p>
<p>(9) 次のいずれかに該当する者</p>	<p>(9) 次のいずれかに該当する者 126,900円</p>
<p>ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>	<p>ア 合計所得金額が420万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>
<p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ又は第12号イ</p>	<p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）</p>
<p>_____に該当する者を除く。） 121,700円</p>	<p>_____に該当する者を除く。）</p>
<p>(10) 次のいずれかに該当する者</p>	<p>(10) 次のいずれかに該当する者 141,800円</p>
<p>ア 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>	<p>ア 合計所得金額が520万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>
<p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イ</p>	<p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）</p>
<p>_____に該当する者を除く。） 128,900円</p>	<p>_____に該当する者を除く。）</p>
<p>(11) 次のいずれかに該当する者</p>	<p>(11) 次のいずれかに該当する者 156,700円</p>
<p>ア 合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>	<p>ア 合計所得金額が620万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>
<p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ</p>	<p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ、</p>

現行	改正案
<p>_____に該当する者を除く。)</p> <p><u>136,000円</u></p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 合計所得金額が<u>1,000万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)) _____</p>	<p><u>第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>171,700円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>720万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))、<u>次号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ</u>に該当する者を除く。)</p>
<p>_____に該当する者を除く。) <u>150,300円</u></p>	<p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>179,100円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>800万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))、<u>次号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ</u>に該当する者を除く。)</p>
	<p>(14) 次のいずれかに該当する者 <u>186,600円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>1,000万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))、<u>次号イ、第16号イ又は第17号イ</u>に該当する者を除く。)</p>
	<p>(15) 次のいずれかに該当する者 <u>194,100円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>1,200万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分</p>

現行	改正案
	<p>による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第17号イに該当する者を除く。）</p> <p>(16) 次のいずれかに該当する者 201,500円</p> <p>ア 合計所得金額が1,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</p> <p>(17) 次のいずれかに該当する者 209,000円</p> <p>ア 合計所得金額が2,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p>
<p>(13) 前各号のいずれにも該当しない者 164,700円</p>	<p>(18) 前各号のいずれにも該当しない者 216,500円</p>
<p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,500円</u>とする。</p>	<p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,300円</u>とする。</p>
<p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>21,500円</u>」とあるのは、「<u>32,200円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>21,300円</u>」とあるのは、「<u>33,200円</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>における保険料率について</p>	<p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>における保険料率について</p>

現行	改正案
<p>準用する。この場合において、第2項中「<u>21,500円</u>」とあるのは、「<u>46,500円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ及びニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第4条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イ_____に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号、第2号、第3号、第4号若しくは第5号又は第4条第6号から第13号までに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第7条 略</p> <p>(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)</p> <p>第8条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40</p> <p>年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「<u>租税特別措置法</u>」とあるのは、「<u>所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額</u>については、同法第28条</p>	<p>準用する。この場合において、第2項中「<u>21,300円</u>」とあるのは、「<u>48,100円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ及びニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第4条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、<u>第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ若しくは第17号イ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号、第2号、第3号、第4号若しくは第5号又は第4条第6号から第18号までに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第7条 略</p>

現行	改正案
<p>第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、<u>租税特別措置法</u>とする。</p> <p>2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。</p>	

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第24号）</li> <li>・国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第17号）</li> <li>・雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第130号）第1条による雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の一部改正</li> <li>・非自発的失業者に係る国民健康保険料（税）軽減における「雇用保険受給資格通知」の取扱いについて（令和4年9月29日付厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1. 保険料の賦課限度額の引上げ（第12条の6の10、第16条関係） 後期高齢者支援金等賦課限度額を20万円から22万円に引き上げる。</p> <p>2. 保険料の軽減判定所得の引上げ（第16条関係） 保険料の均等割額・平等割額の軽減判定所得の算定における被保険者数に乗じる額を引き上げる。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 5割軽減の対象となる場合 改正前 29万円 改正後 29万5千円</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 2割軽減の対象となる場合 改正前 53万5千円 改正後 54万5千円</p> <p>3. 非自発的失業者に係る国民健康保険料軽減の対象者等の把握方法の追加（第21条の3関係） 軽減の対象者等を把握する際に、「雇用保険受給資格者証」に加え「雇用保険受給資格通知」を用いることも可能とする。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額及び均等割額・平等割額の軽減判定所得を引き上げるほか、所要の改正を行うもの。</li> </ul>		
5 施行期日	令和6年4月1日	所管部課	福祉部 国保年金課

## 奈良市国民健康保険条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第12条の6の10 第12条の6の3又は第12条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第12条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条第1項において同じ。)は、<u>20万円</u>を超えることができない。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、<u>29万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第12条の6の10 第12条の6の3又は第12条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第12条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条第1項において同じ。)は、<u>22万円</u>を超えることができない。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、<u>29万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p>

現行	改正案
<p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、<u>53万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の3又は第12条の6の6」と、「65万円」とあるのは「<u>20万円</u>」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 略</p> <p>（特例対象被保険者等に係る届出）</p> <p>第21条の3 略</p> <p>2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。</p>	<p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、<u>54万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の3又は第12条の6の6」と、「65万円」とあるのは「<u>22万円</u>」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 略</p> <p>（特例対象被保険者等に係る届出）</p> <p>第21条の3 略</p> <p>2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号の雇用保険受給資格者証又は<u>同令第19条第3項の雇用保険受給資格通知</u>の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例及び奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例を廃止する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 次に掲げる条例を廃止する。（本則関係）</p> <p>(1) 奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例（平成25年奈良市条例第16号）</p> <p>(2) 奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成25年奈良市条例第58号）</p> <p>2. 奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例別表に規定する団体に対する経過措置（附則関係）</p> <p>現在、特定非営利活動法人奈良芸能文化協会を令和5年10月1日から令和10年9月30日までの間、指定NPO法人として指定していることから、当該団体については、上記の条例廃止後も令和10年9月30日までの間、廃止前の条例の規定は、なおその効力を有するものとして扱うこととする。</p>
3 制定改廃の理由	<p>・奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例の規定に基づき、個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下「指定NPO法人」という。）として、最多時は11団体が奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例別表に規定されていたが、現在では1団体まで減少し、加えて新規の申請見込みもないことから、同制度を廃止するため。</p>		
5 施行期日	令和6年4月1日	所管部課	市民部 地域づくり推進課

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市営駐車場条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. J R奈良駅第1駐車場に二輪自動車を駐車できるよう規定を整備する。(第3条関係)</p> <p>2. 上記の改正に伴い、二輪自動車の駐車に必要な利用料金を新設する。(別表第1関係)</p> <p>(1) 午前6時から翌日午前0時30分(以下「基準時」という。)までの間に駐車する場合 1回につき500円</p> <p>(2) 基準時から24時間を越えないで駐車する場合 1,000円</p> <p>(3) 基準時から24時間を越えて駐車する場合 1,000円に、基準時から24時間を経過するごとに、500円を加えた額</p>
3 制定改廃の理由	<p>・ J R奈良駅第1駐車場において、駐車場利用者の利便性の向上を図るため、二輪自動車を駐車できるようにするもの。</p>		
5 施行期日	令和6年4月1日	所管部課	建設部 土木管理課

奈良市営駐車場条例 新旧対照表

現行	改正案																	
<p>(利用できる自動車)</p> <p>第3条 駐車場を利用することができる自動車は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車とする。ただし、次のいずれかに該当する自動車は、駐車場を利用することができない。</p> <p>(1) 二輪自動車(側車付二輪自動車を除く。)</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(定期利用)</p> <p>第3条の2 駐車場は、1箇月を単位として継続して利用することができる。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <p>1 駐車時間が24時間以内の場合の利用料金の上限(定期利用を除く。)(1台につき)</p> <table border="1" data-bbox="152 1045 1059 1340"> <thead> <tr> <th>駐車時間</th> <th>利用料金の上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前6時から翌日午前0時30分までの間に駐車する場合</td> <td>20分までごとにつき100円(その額が900円を超える場合にあつては、900円)</td> </tr> <tr> <td>午前0時30分を超えて駐車する場合</td> <td>1,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 駐車時間が24時間を超える場合の利用料金の上限(定期利用を除く。)(1台につき)</p> <p>駐車時間24時間につき1,200円とし、当該駐車時間に24時間未満の端数</p>	駐車時間	利用料金の上限	午前6時から翌日午前0時30分までの間に駐車する場合	20分までごとにつき100円(その額が900円を超える場合にあつては、900円)	午前0時30分を超えて駐車する場合	1,200円	<p>(利用できる自動車)</p> <p>第3条 駐車場を利用することができる自動車は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車とする。ただし、次のいずれかに該当する自動車は、駐車場を利用することができない。</p> <p>(1) 二輪自動車</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 前項ただし書の規定にかかわらず、二輪自動車(側車付二輪自動車を除く。以下同じ。)は、JR奈良駅第1駐車場を利用することができる。</p> <p>(定期利用)</p> <p>第3条の2 駐車場は、1箇月を単位として継続して利用することができる。ただし、前条第2項の規定による二輪自動車の利用を除く。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1167 948 2074 1477"> <thead> <tr> <th>駐車区分</th> <th>駐車時間</th> <th>利用料金の上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">自動車(二輪自動車を除く。)</td> <td>駐車時間が午前6時から翌日午前0時30分までの間に駐車する場合</td> <td>20分までごとにつき100円(その額が900円を超える場合にあつては、900円)</td> </tr> <tr> <td>駐車時間が午前0時30分を超えて駐車する場合</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>駐車時間が24時間を超える場合</td> <td>駐車時間24時間につき1,200円とし、当該駐車時間に24時間未満の端数がある</td> </tr> </tbody> </table>	駐車区分	駐車時間	利用料金の上限	自動車(二輪自動車を除く。)	駐車時間が午前6時から翌日午前0時30分までの間に駐車する場合	20分までごとにつき100円(その額が900円を超える場合にあつては、900円)	駐車時間が午前0時30分を超えて駐車する場合	1,200円		駐車時間が24時間を超える場合	駐車時間24時間につき1,200円とし、当該駐車時間に24時間未満の端数がある
駐車時間	利用料金の上限																	
午前6時から翌日午前0時30分までの間に駐車する場合	20分までごとにつき100円(その額が900円を超える場合にあつては、900円)																	
午前0時30分を超えて駐車する場合	1,200円																	
駐車区分	駐車時間	利用料金の上限																
自動車(二輪自動車を除く。)	駐車時間が午前6時から翌日午前0時30分までの間に駐車する場合	20分までごとにつき100円(その額が900円を超える場合にあつては、900円)																
	駐車時間が午前0時30分を超えて駐車する場合	1,200円																
	駐車時間が24時間を超える場合	駐車時間24時間につき1,200円とし、当該駐車時間に24時間未満の端数がある																

現行	改正案		
<p>があるときは当該端数について1の表を適用して得た利用料金の上限を加えた額とする。</p> <p>3 定期利用の場合の利用料金の上限（1台につき） 1箇月につき15,000円</p>			<p>ときは当該端数についてこの表の自動車（二輪自動車を除く。）の部駐車時間が24時間以内の場合の項の規定を適用して得た利用料金の上限を加えた額</p>
	二輪自動車	午前6時から翌日午前0時	1回につき
		30分（以下「基準時」という。）までの間に駐車する場合	500円
		基準時から24時間を越えないで駐車する場合	1,000円
		基準時から24時間を越えて駐車する場合	1,000円に、基準時から24時間を経過するごとに、500円を加えた額
<p>備考 定期利用（二輪自動車を除く。）をする場合の利用料金の上限は、 1箇月につき15,000円とする。</p>			

## なら100年会館条例 新旧対照表 (附則第2項による改正)

現行	改正案
<p>(駐車場の管理)</p> <p>第16条 市民ホールの駐車場の管理については、この条例に定めるもののほか、<u>奈良市営駐車場条例第3条</u>、第3条の2、第3条の4から第10条まで及び別表第1の規定を準用する。</p>	<p>(駐車場の管理)</p> <p>第16条 市民ホールの駐車場の管理については、この条例に定めるもののほか、<u>奈良市営駐車場条例第3条第1項</u>、第3条の2、第3条の4から第10条まで及び別表第1の規定を準用する。</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市火災予防条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）第4条による建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正</li> <li>・消防法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第7号）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1. 建築基準法における建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化に伴う規定の整備（第38条、第41条関係）</p> <p>消防用設備等の設置義務の対象となる防火対象物について、その主要構造部の構造により消防用設備等の技術基準の一部を緩和する規定を設けている。については、左記の法律及び政令の一部改正に伴い、消防用設備等の技術基準の一部が緩和されるよう所要の改正を行う。</p>
3 制定改廃の理由	<p>・上記の法律の一部改正により、建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化が行われた。これを踏まえ、消防法施行令において定められている消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準に係る規定が整備されることとなり、本市の条例においても同様の対応を行う必要があるため。</p>		
5 施行期日	令和6年4月1日	所管部課	消防局 予防課

## 奈良市火災予防条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(屋内消火栓設備に関する基準)</p> <p>第38条 次に掲げる防火対象物には、屋内消火栓設備を設けなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 令別表第1に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が5以上のもの。ただし、<u>主要構造部</u>（建築基準法第2条第5号<u>の主要構造部</u>をいう。以下同じ。）が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100平方メートル（<u>主要構造部</u>が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下同じ。）の仕上げを準不燃材料としたものにあつては200平方メートル）以下のもの、又は<u>主要構造部</u>が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100平方メートル（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものにあつては200平方メートル）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。</p> <p>2 前項第1号の規定の適用については、延べ面積の数值は、<u>主要構造部</u>を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては当該数值の3倍の数值とし、<u>主要構造部</u>を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては当該数值の2倍の数值とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(自動火災報知設備に関する基準)</p> <p>第41条 次に掲げる防火対象物には、自動火災報知設備を設けなければなら</p>	<p>(屋内消火栓設備に関する基準)</p> <p>第38条 次に掲げる防火対象物には、屋内消火栓設備を設けなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 令別表第1に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が5以上のもの。ただし、<u>特定主要構造部</u>（建築基準法第2条第9号の2イの<u>特定主要構造部</u>をいう。以下同じ。）が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100平方メートル（<u>特定主要構造部</u>が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下同じ。）の仕上げを準不燃材料としたものにあつては200平方メートル）以下のもの、又は<u>特定主要構造部</u>が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100平方メートル（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものにあつては200平方メートル）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。</p> <p>2 前項第1号の規定の適用については、延べ面積の数值は、<u>特定主要構造部</u>を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては当該数值の3倍の数值とし、<u>特定主要構造部</u>を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては当該数值の2倍の数值とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(自動火災報知設備に関する基準)</p> <p>第41条 次に掲げる防火対象物には、自動火災報知設備を設けなければなら</p>

現行	改正案
<p>ない。</p> <p>(1) 令別表第1(16)項口に掲げる防火対象物(主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)のうち、同表(12)項又は(14)項に掲げる用途に供される部分の上階を同表(5)項口に掲げる用途に供されるもので、延べ面積が300平方メートル以上のもの</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>ない。</p> <p>(1) 令別表第1(16)項口に掲げる防火対象物(特定主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)のうち、同表(12)項又は(14)項に掲げる用途に供される部分の上階を同表(5)項口に掲げる用途に供されるもので、延べ面積が300平方メートル以上のもの</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市水道事業給水条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）第3条による水道法（昭和32年法律第177号）の一部改正</li> </ul>	4 制定改廃の概要	1. 「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。（第11条関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の法律改正に伴い、水道整備及び水道管理行政の権限の一部が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されることから、所要の整理を行うため。</li> </ul>		
5 施行期日	令和6年4月1日	所管部課	企業局 経営部 企業総務課

## 奈良市水道事業給水条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(給水装置工事の申込み)</p> <p>第11条 給水装置の新設、増設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。）及び撤去の工事（以下「給水装置工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(給水装置工事の申込み)</p> <p>第11条 給水装置の新設、増設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。）及び撤去の工事（以下「給水装置工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2・3 略</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年奈良市条例第45号）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	1. 別表第1備考中土曜日に関する規定を削る。（別表第1関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外来患者の休診日の変更に関する条例改正を踏まえ、市立奈良病院の指定管理者との調整の結果、分べん料の取扱いについて、土曜日を時間内から時間外に変更する必要が生じたため。</li> </ul>		
5 施行期日	令和6年6月1日	所管部課	健康医療部 医療政策課

奈良市病院事業の設置等に関する条例 新旧対照表

現行				改正案			
別表第1 (第11条関係)				別表第1 (第11条関係)			
種別		単位	金額	種別		単位	金額
略	略	略	略	略	略	略	略
分べん料	時間内	産児1人につき	90,000円	分べん料	時間内	産児1人につき	90,000円
	時間外	産児1人につき	100,000円		時間外	産児1人につき	100,000円
	略	略	略		略	略	略
略		略		略		略	
備考				備考			
1 分べん料の項の「時間内」とは休診日以外の日午前8時30分から午後5時(土曜日は午後零時30分)までを、「時間外」とは時間内及び深夜以外の時間を、「深夜」とは午後10時から翌日午前6時までをいう。				1 分べん料の項の「時間内」とは休診日以外の日午前8時30分から午後5時_____までを、「時間外」とは時間内及び深夜以外の時間を、「深夜」とは午後10時から翌日午前6時までをいう。			
2・3 略				2・3 略			